

令和8年度 伊賀市地域おこし協力隊（観光まちづくり分野）

【インターン隊員】募集要項

1 事業の目的

伊賀市は、伊賀市に移住し、新たな視点で地域の活性化を図り、地域課題の解決などに取り組む「伊賀市地域おこし協力隊」を募集します。

今後の地域おこし協力隊員の応募につなげるため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、伊賀市地域おこし協力隊インターンを実施します。

2 業務概要

地域おこし協力隊インターン隊員（以下「インターン隊員」という。）として、「別紙 伊賀市地域おこし協力隊インターン活動プログラム（以下「プログラム」という）」に記載の活動等に従事していただきます。

3 活動期間

令和8年8月24日（月）から令和8年10月2日（金）までの期間のうち2週間以上

※プログラムから希望する業務を選択いただけます。

※具体的な活動日数や休日は、選考後、隊員の希望を基に相談させていただきます。

4 募集人数

若干名

※応募書類を受け付けた方から順次選考します。応募状況や受入体制等により、応募受付期間中であっても募集を終了する場合があります。

5 応募要件

次の要件をすべて満たす人としてします。

（1）三大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当し

ていない市町村)に居住している人

※伊賀市に住民票を異動する必要はありません。

※住所要件が不明な方はお問い合わせください。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人

(3) 活動を積極的に実施できる人

(4) 受入団体等と協力しながら意欲的に活動できる人

6 インターン隊員の身分

活動期間中、インターン隊員は、市からの委嘱を受けた上で、プログラムの実施事業者との間で業務委託契約を締結します。(市との雇用契約はありません。)

7 委託料及び費用負担等

(1) 委託料

委託料は、活動日1日あたり12,000円とします。なお、支払いは源泉徴収後の額とします。

(2) 費用負担

原則、応募から活動にかかる費用は、応募者が負担するものとします。

また、活動中に事故や怪我等でインターン隊員本人または市や第3者に損害を与えた場合において、市からの補償はありませんので、保険に加入するなど対応をご検討ください。

(3) 宿泊及び移動等

宿泊及び活動場所までの移動等については、インターン隊員が用意することになります。なお、活動中の滞在施設の紹介を希望される方は、「11 応募・問合せ先」までお問い合わせください。

8 応募方法

※本募集は「地域おこし協力隊インターン」への応募です。「地域おこし協力隊(観光まちづくり分野)」本体への応募とは、エントリーシートが異なりますので、ご注意ください。

（１）応募書類

① 伊賀市地域おこし協力隊インターンエントリーシート

※必要事項を記入した上で PDF 形式に変換してください。

② 住民票の写しのデータ（PDF または写真）

※応募日から 3 か月以内に発行されたものをご用意ください。

※スマートフォン等で撮影する場合は、文字が鮮明に読み取れ、書類全体が収まっていることをご確認ください。

（２）応募方法

Web 申請

申請フォームに必要事項を入力し、エントリーシートおよび住民票の写しのデータをアップロードしてください。

〔伊賀市地域おこし協力隊インターン応募フォーム〕

<https://x.gd/IfC5a>

（３）応募受付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

9 選考方法

書類審査および Web 面接【随時】

※応募書類を受け付けた方から、順次、書類審査および面接日程の調整を行います。（応募受付期間の終了前に面接を実施する場合があります。）

10 その他

応募書類に記載された情報は、選考および受入れの調整に必要な範囲で、プログラムの実施事業者に共有します。

11 問合せ先

伊賀市 産業農林部 観光振興課 担当：辻本・川崎

〒518－8501 伊賀市四十九町3184番地

電話：0595-22-9670

Mail：kankou@city.iga.lg.jp